

1 運営委員会の設置理由及び目的

「霧島市働く女性の家」については、旧国分市において、勤労婦人福祉法に基づき、働く婦人の福祉の増進を図るとともに、婦人の福祉に関する事業を総合的に行うため、昭和62年に国及び県の補助金を活用し、「国分市働く婦人の家」として設置した施設です。

その後、施設の名称については、合併や社会情勢の推移により平成17年に「霧島市働く婦人の家」、平成26年に「霧島市働く女性の家」へと変更し、現在に至ります。

また、使用者の範囲は条例で定めており、女性労働者や勤労者家庭の女性等を優先していますが、施設の利用状況により、その他の女性及び男性の利用も認めているところです。

そのような中、現在の名称である「霧島市働く女性の家」では、使用者が働く女性に限定されるような誤解を招きやすいとの指摘もあることから、今回、「霧島市働く女性の家運営委員会」を設置し、当該運営委員会において、男女共同参画の視点も取り入れながら、今後の運営方針等に係る協議を重ね、従来の利用者に不利益が無いよう考慮しつつ、性別に関係なく多くの方が利用しやすい施設になるよう、施設の名称変更についても併せて検討していきたいと考えています。

【施設名称の変遷】	昭和62年(1987年) 3月～	国分市働く婦人の家
	平成17年(2005年) 11月～	霧島市働く婦人の家
	平成26年(2014年) 2月～	霧島市働く女性の家

【議会関係経緯】 令和5年6月議会 一般質問（宮田議員）

・D&I*センター等の複合施設としての活用について

※ダイバーシティ&インクルージョン

多様性を認識するだけでなく、一人ひとりが受け入れ、尊重することによって個人の力が発揮できる環境を整備したり、働きかけたりしていくこと。

令和5年9月議会 一般質問（塩井川議員）

・施設の名称変更等について

令和5年12月議会

・「霧島市働く女性の家」の再編・整備の充実を求める陳情書【採択】

2 「男女雇用機会均等法」と「男女共同参画社会基本法」について

区分	男女雇用機会均等法 (旧勤労婦人福祉法)	男女共同参画社会基本法
制定	昭和61年(1986年)施行	平成11年(1999年)施行
内容	募集、採用、昇進など、雇用に関して男女間の差別を禁止する法律。	男女が対等の立場で、個人としての能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事などの生活を両立させていく社会を目指すための法律。また、その実現のための責務を政府や自治体に求めている。
補足説明	制定時は努力目標だったが、1999年の改正時に禁止に強化された。	
ポイント	雇用に関するみの法律。	社会活動全般についての法律。

昭和47年(1972年)施行 勤労婦人福祉法

昭和61年(1986年)改正施行 男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

平成11年(1999年)施行 男女共同参画社会基本法

3 施設の概要

設置目的	女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るために設置
所在地	霧島市国分中央三丁目 43 番 10 号
整備年度	昭和 61 年度
構造・面積	鉄筋コンクリート造 2 階建・延床面積：1,007 m ² （1 階 747 m ² 、2 階 260 m ² ）
設備等	会議室、相談室、研修室（和室・洋室）、軽運動室、調理実習室、障害者福祉体育館

【トイレ設備】

区分	男性			女性			多目的	合計		
	小便器	大便器		小便器 (子ども用)	大便器		大便器 洋式	小便器	大便器	
		和式	洋式		和式	洋式			和式	洋式
2 階	2		1		2	1	—	2	2	2
1 階	3	1		1	3		2	4	4	2
合計	5	1	1	1	5	1	2	6	6	4

4 施設を利用できる個人・団体

- A 本市に住所を有する女性労働者
- B 市内事業所で働く女性労働者
- C 本市に住所を有する勤労者家庭の女性
- D A～Cに掲げる女性の団体
- E A～D以外の個人・団体

5 開館時間 月～金曜日：午前9時～午後9時 土曜日：午前9時～午後5時

6 休館日 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

7 使用料（1時間あたり） 【令和5年4月1日改定】

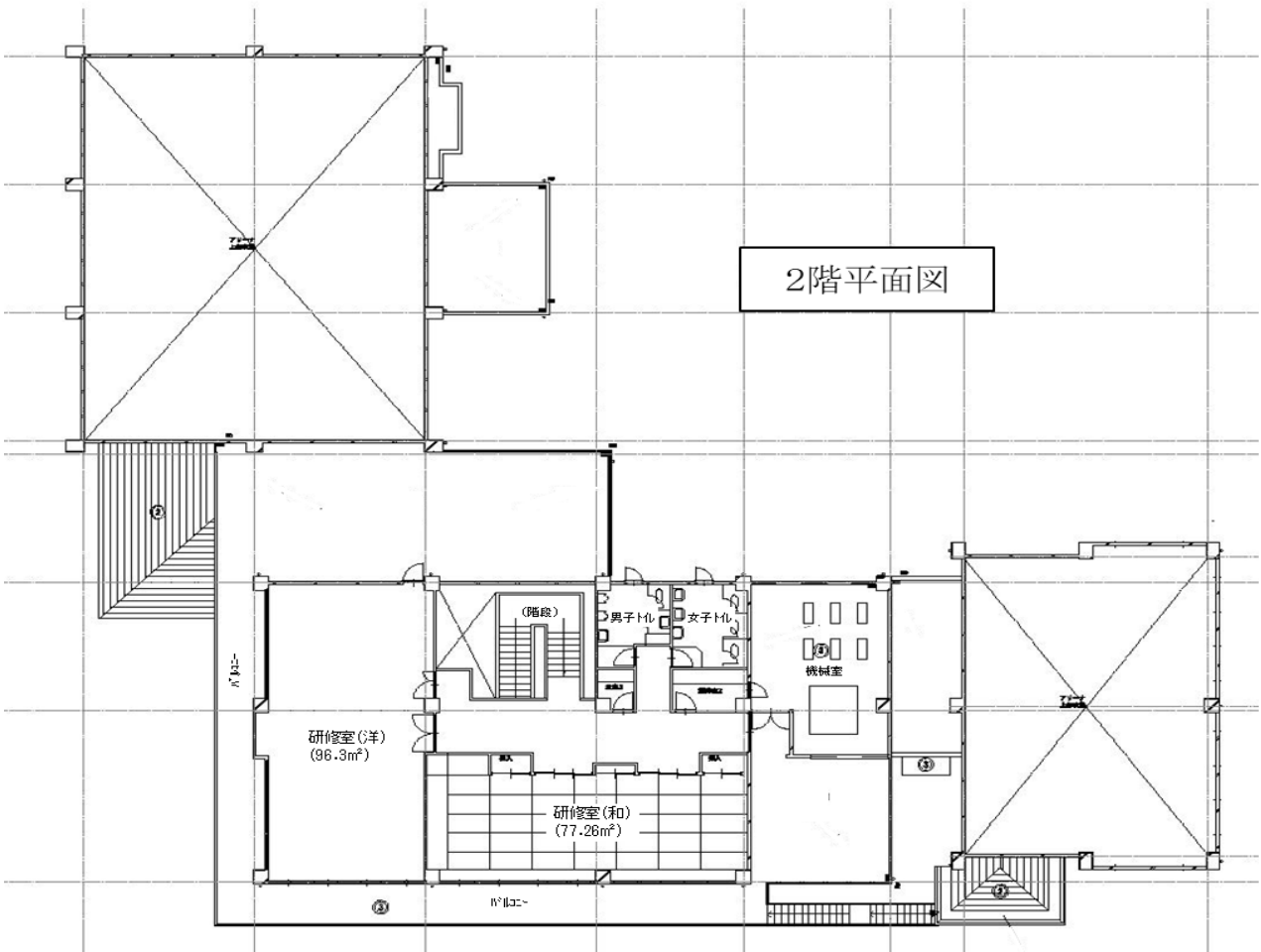
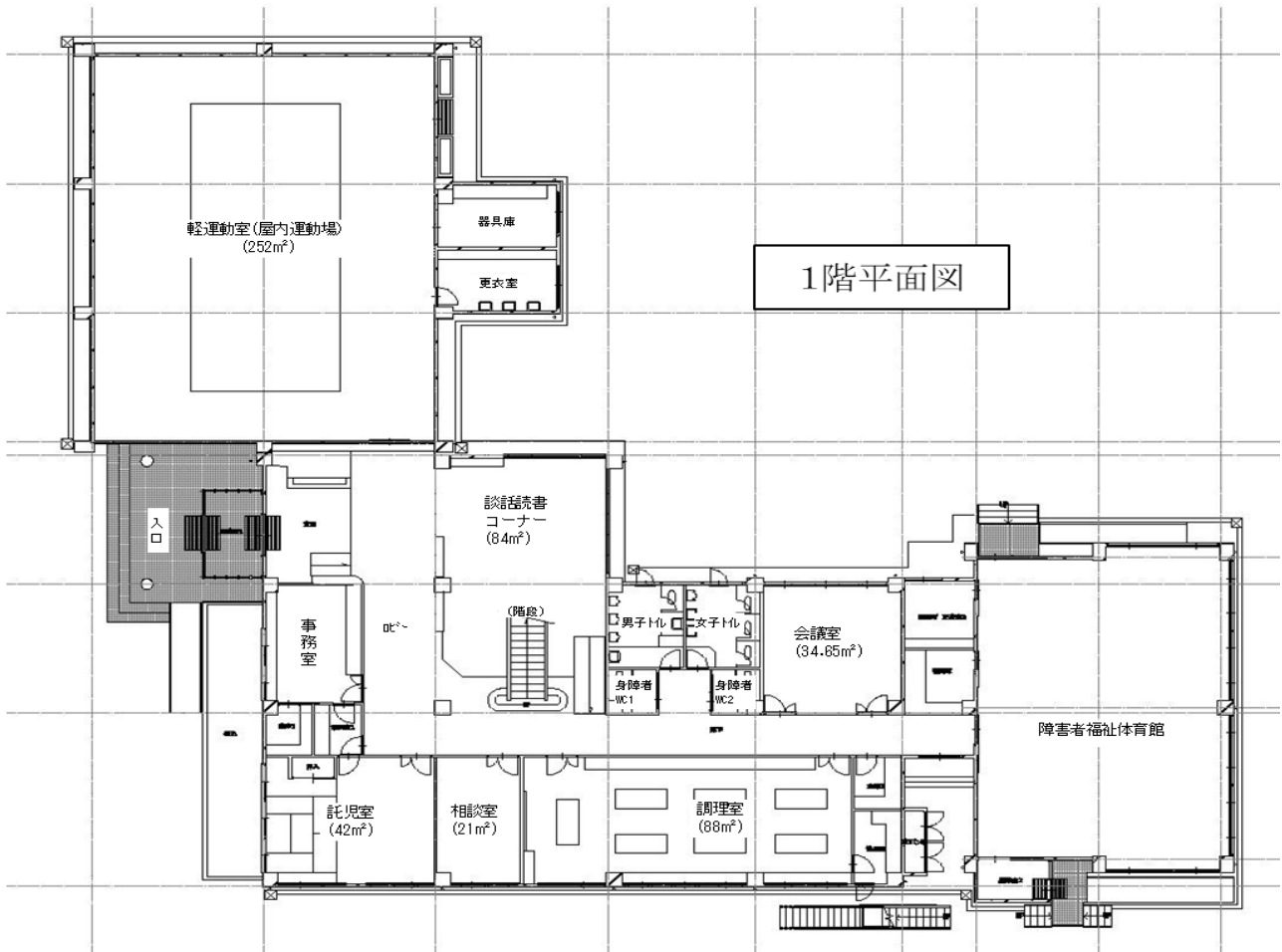
区分	基本使用料	市民以外	入場料や会費等を徴収する場合
会議室	140 円	280 円	420 円
相談室	140 円	280 円	420 円
研修室（和室）	250 円	500 円	750 円
研修室（洋室）	250 円	500 円	750 円
軽運動室	280 円	560 円	840 円
調理実習室	200 円	400 円	600 円

8 使用料の減免について

次に該当する場合、使用料を減額または免除することができる。

- a 本市に住所を有する女性労働者【免除】
- b 市内事業所で働く女性労働者【免除】
- c 本市に住所を有する勤労者家庭の女性【免除】
- d a～cに掲げる女性の団体（a～cが構成員の半数以上であること）【免除】
- e 市、市の機関が主催・共催【免除】
- f 市、市の機関が後援【1/2以内の減額または免除】

9 施設平面図



10 施設の利用状況

(1) 利用者別

単位：人

区分	家庭女性	勤労女性	託児・子供	その他	総数
H30	9,140	3,519	24	397	13,080
R 1	8,876	3,723	5	426	13,030
R 2	5,810	2,320	0	276	8,406
R 3	4,516	2,425	0	933	7,874
R 4	5,455	2,876	0	1,137	9,468

(2) 目的別

単位：人

区分	講座	自主グループ	託児・子供	見学・その他	総数
H30	1,402	11,257	24	397	13,080
R 1	1,193	11,406	5	426	13,030
R 2	622	7,508	0	276	8,406
R 3	584	6,357	0	933	7,874
R 4	741	7,590	0	1,137	9,468

(3) 部屋別（令和4年度）

単位：人

区分	会議室	相談室	研修室（和）	研修室（洋）	軽運動室	調理実習室	合計
人数	1,005	528	933	457	6,521	24	9,468
割合	10.61%	5.58%	9.85%	4.83%	68.87%	0.25%	100%

(4) その他利用実績（定期講座及び自主グループ以外の利用実績）

単位：人

区分	女性相談	職業訓練	計量器検査	ワークショップ	研修	セミナー	協議会	面接	教育実習	ミーティング	合計
令和元年度	68	15	2	21				177	7		290
令和2年度	54	12	6	10	4	46					132
令和3年度	65	44	4		6						119
令和4年度			2			57	35			7	101

(5) 定期講座の実施状況 前期：5月～8月頃実施 後期：10月～2月頃実施（各5講座）

[令和4年度実績]

【前期】

講座名	曜日	期間	時間	定員	回数	受講者数	延人員	室名
ヨガ	毎週月	5月～ 6月	10：00～ 12：00	25	8	23	147	軽運動室
フレッシュ体操	毎週水	5月～ 6月	13：30～ 15：30	25	8	16	105	軽運動室
誰でも始められる Instagram 運用	月2回木	5月～ 8月	15：00～ 17：00	20	8	5	30	相談室
手作り雑貨	月2回金	5月～ 8月	18：30～ 20：30	15	8	3	19	会議室
気軽にできる イラスト&メイク	第1,3土	5月～ 8月	13：00～ 15：00	20	8	5	27	会議室
合計				105	40	52	328	

【後期】

講座名	曜日	期間	時間	定員	回数	受講者数	延人員	室名
ヨガ	毎週月	10月～ 11月	10:00～ 12:00	25	8	30	200	軽運動室
フレッシュ体操	毎週水	10月～ 11月	13:30～ 15:30	25	8	13	84	軽運動室
親子で楽しむイラスト&ぬりえ	月2回土	10月～ 11月	13:00～ 15:00	15	8	10	54	会議室
消費生活ビギナー塾	金(3回)	11月～ 12月	9:30～ 11:30	15	3	20	48	研修室 洋室
暮らしに役立つお掃除講習	金(4回)	10月～ 11月	10:00～ 12:00	20	4	8	27	研修室 洋室
合計				100	31	81	413	

[令和5年度]

前期：ヨガ、初めてでも作れるクラフトバンド、楽しい手話、セルフジェルネイル

後期：ヨガ、ストレッチ、消費生活ビギナー塾、韓国料理とおやつ作り

[令和6年度]

前期（予定）：ヨガ、ストレッチ、楽しい手話、元気になる料理、

女性の体支えるケア・コンディショニング

(6) 働く女性の家事業費の決算状況

【歳入】

単位：円

科目	R 2	R 3	R 4
働く女性の家使用料	14,340	49,110	63,660
定期講座受講料	98,000	94,000	107,000
自動販売機電気料・手数料	37,151	37,451	48,049
合計	149,491	180,561	218,709

【歳出】

人件費	7,060,421	7,186,159	7,028,808
事務費	161,300	142,836	144,733
管理費	3,422,814	3,278,072	7,016,955
合計	10,644,535	10,607,067	14,190,496

※R4の管理費には、トイレの洋式化に伴う修繕費用(1,072,500円)や現在行っている外壁等改修工事に伴う設計業務委託費(2,070,823円)等が含まれているため、例年より金額が大きくなっています。

11 県内類似施設の状況

(1) 鹿児島県働く女性の家連絡協議会（昭和 63 年 4 月設置）

施設名	運営	開館	開館時間	休館日
霧島市働く女性の家 〔商工観光施設課〕	直営	S62	月～金：午前 9 時～午後 9 時 土：午前 9 時～午後 5 時	日曜日 祝日 年末年始
鹿児島市勤労女性センター （さんは～と鹿児島） 〔生涯学習課〕	指定 管理	S55	月～金：午前 9 時～午後 9 時 土：午前 9 時～午後 5 時	日曜日 祝日 年末年始
鹿屋市勤労者交流センター 〔商工振興課雇用推進係〕	直営	S57	月～土 午前 8 時 30 分～午後 10 時	日曜日 祝日 年末年始
始良市働く女性の家 〔商工観光課〕	指定 管理	S61	火～土：午前 9 時～午後 9 時 日：午前 9 時～午後 5 時	月曜日 祝日 年末年始
いちき串木野市働く女性の家 〔福祉課障がい者支援係〕	指定 管理	S55	火～土：午前 9 時～午後 9 時 日：午前 9 時～午後 5 時	月曜日 祝日 年末年始

閉館 出水市（H27 年度）

阿久根市（R 2 年 9 月）※ R 2 年 10 月～ 中央公民館分館へ転用

(2) 使用料徴収及び男性利用状況等

単位：人

施設名	使用料	R 4 利用人数	免除 割合	うち男性利用 人数及び割合
霧島市働く女性の家	減免規定あり ※講座は有料	9,468	88.0%	237 (2.5%)
鹿児島市勤労女性センター	全て無料	34,798	100%	916 (2.6%)
鹿屋市勤労者交流センター	減免規定あり（登録グル ープは月 3 回まで免除）	18,727	55.4%	2,462 (13.1%)
始良市働く女性の家	全て有料 ※講座は無料	15,563	0%	552 (3.5%)
いちき串木野市働く女性の家	全て無料	7,380	100%	230 (3.1%)

【参考】

○鹿屋市の例

平成 27 年 4 月 1 日「鹿屋市勤労婦人センター」→「鹿屋市勤労者交流センター」へ名称変更。

①名称変更に至った経緯

平成 26 年 5 月に開催された市の諮問機関である「鹿屋市勤労婦人センター運営委員会」において、男性利用の伸び悩みについての議論がなされ、その理由として、「婦人」の名称が起因しているのではとの意見を受けて、名称変更を行うこととなった。

②名称の決定経緯

広く一般住民に開放し、社会教育、生涯学習の拠点として設置されている「公民館」等と、勤労者のための施設として設置している本施設とは区別すべきと考え、「鹿屋市勤労者交流センター」に名称を変更している。

12 運営委員会スケジュール（案）

区分	令和5年度			令和6年度												令和7年度					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
第1回運営委員会 （概要説明等）		2/1																			
第2回運営委員会 （課題整理・意見聴取）			3/下																		
第3回運営委員会 （運営方針等協議・検討①）					予定																
第4回運営委員会 （運営方針等協議・検討②）							予定														
第5回運営委員会 （施設名称・条例改正案提案）									予定												
施設名称等変更 （条例改正）																					
国・県への変更手続き （補助金関係）																					
議会会期日程																					
					6月 議案 提出	6月 議会		9月 議案 提出	9月 議会		12月 議案 提出	12月 議会		3月 議案 提出	3月 議会		6月 議案 提出	6月 議会		9月 議案 提出	9月 議会

○霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 11 月 7 日

条例第 202 号

(設置)

第 1 条 女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るため、霧島市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 働く女性の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 霧島市働く女性の家

位置 霧島市国分中央三丁目 43 番 10 号

(開館時間及び休館日)

第 2 条の 2 働く女性の家の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休館することができる。

(1) 開館時間は、平日は午前 9 時から午後 9 時までとし、土曜日は午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 休館日

ア 日曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日と重なる場合は、その翌日）

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（イに掲げる日を除く。）

(指定管理者による管理)

第 2 条の 3 働く女性の家の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 2 条の 2 中「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 4 条、第 5 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が働く女性の家の管理を行うこととされた期間前にされた第 4 条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第 1 項の規定により働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が働く女性の家の管理を行うこととされた期間前に第 4 条（第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第 2 条の 4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 働く女性の家の維持管理に関する業務

(2) 働く女性の家の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が働く女性の家の管理上必要と認める業務

(使用者の範囲)

第 3 条 働く女性の家を使用できる者は、次に掲げるものとする。

(1) 本市に住所を有する女性労働者又は市内事業所で働く女性労働者

(2) 本市に住所を有する勤労者家庭の女性

- (3) 前2号に掲げる女性の団体
- (4) その他市長が認める者
(使用の許可)

第4条 働く女性の家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 市長は、働く女性の家の管理上必要と認めるときは前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり条件を付することができる。
(使用制限及び取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を与えないことができる。また、許可後の場合も使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 政治的又は宗教的活動に使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他管理上支障があると認めたとき。

(使用後の措置)

第6条 使用者がその使用を終わったとき、又は使用中止を命ぜられたとき、若しくは使用許可の取消しを受けたときは、速やかにこれを原状に復して返還しなければならない。

(使用料)

第7条 働く女性の家の使用料は、別表のとおりとし、使用する日までに納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、相当の使用料を返還することができる。
 - (1) 災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能となったとき。
 - (2) 公益上若しくは管理上の必要又は市若しくは市の機関の必要により許可を取り消したとき。
 - (3) 使用開始前に許可の取消し又は許可条件の変更を申し出た者について、市長が相当の理由があると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第8条 市長は、別に規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者が施設又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復するか、若しくは市長が認定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(利用料金)

第10条 第7条第1項の規定にかかわらず、働く女性の家の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条の4各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に働く女性の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の返還又は減免をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分市働く婦人の家設置管理条例（昭和 62 年国分市条例第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 6 月 29 日条例第 101 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 33 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日条例第 19 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 14 日条例第 6 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日において、既に納入された使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 2 月 27 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日条例第 62 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 27 日条例第 53 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 26 日条例第 72 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

別表（第 7 条、第 10 条関係）

区分	基本使用料（1 時間につき）
会議室	140 円
相談室	140 円
研修室（和室）	250 円
研修室（洋室）	250 円

軽運動室	280 円
調理実習室	200 円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が入場料、会費又はこれらに類するものを徴収する場合の使用料は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 3 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記2に掲げる場合にあっては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 4 3の「市民」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者
 - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

(趣旨)

第1条 この規則は、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第202号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、霧島市働く女性の家(以下「働く女性の家」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 働く女性の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 職業に関する相談及び指導
- (2) 職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催
- (3) グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与
- (4) その他女性労働者の福祉を増進するために必要な事業

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第3条 条例第2条の3第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、市長とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用許可の申請等)

第4条 働く女性の家の使用許可申請等は、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条の規定により施設の使用の許可を受けようとするものは、霧島市働く女性の家使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- (2) 使用許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ア 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
 - イ 使用責任者等の氏名及び住所並びに電話番号等の連絡先
 - ウ 使用施設等の名称
 - エ 使用日時
 - オ 使用目的
 - カ 使用人数
 - キ その他市長が必要と認める事項
- (3) 市長は、使用を許可したときは、霧島市働く女性の家使用許可証(以下「許可証」という。)を申請者に交付するものとする。
- (4) 前号の許可証には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 申請者の氏名又は名称
 - イ 使用施設等の名称
 - ウ 使用日時
 - エ 使用人数
 - オ その他市長が必要と認める事項

(使用許可の変更等)

第5条 前条第3号の規定により使用許可を受けた者が使用許可事項の変更又は使用許可の取消しをしようとするときは、速やかに霧島市働く女性の家使用許可変更取消申請書(以下「変更等申請書」という。)に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

2 変更等申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
- (2) 使用変更（取消）する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、使用許可に係る事項の変更を許可したときは、第1項の規定により提出された許可証にその旨を記載して使用者に交付するものとする。

（使用料の返還申請）

第6条 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、霧島市働く女性の家使用料返還申請書（以下「使用料返還申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用料返還申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
- (2) 使用料返還申請の理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

（使用料の減免）

第7条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第3条第1号、第2号及び第3号に規定する使用者が使用する場合には、全額免除することができる。
- (2) 市又は市の機関が主催し、若しくは共催して使用する場合には、全額免除することができる。
- (3) 市又は市の機関が後援して使用する場合は、2分の1以内の額を減額し、又は免除することができる。
- (4) その他市長が特に減額し、又は免除することが適当と認めた場合

2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、霧島市働く女性の家使用料減免申請書（以下「使用料減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第3条第1号及び第2号の使用者は除く。

3 使用料減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに電話番号等の連絡先
- (2) 使用施設等の名称
- (3) 使用日時
- (4) 使用料免除申請の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

（使用者の遵守事項）

第8条 働く女性の家の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用後は室内を清掃し、使用した備品、設備等は、原状に復して整理整頓すること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品を展示し、若しくは販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を貼付、掲示等をしないこと。
- (5) その他管理運営上必要な指示に反する行為又は他の使用者の迷惑となる行為をしないこと。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年11月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国分市働く婦人の家設置管理条例施行規則（昭和62年国分市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月29日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月27日規則第13号）

この規則は、霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年霧島市条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第38号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第38号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第37号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○霧島市働く女性の家運営委員会規則

平成 17 年 11 月 7 日

規則第 27 号

(設置)

第 1 条 霧島市働く女性の家の事業の円滑な運営を図るため、霧島市働く女性の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 霧島市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）の運営方針に関すること。
- (2) 働く女性の家利用普及に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 働く女性の家を利用する者の代表
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者
- (5) 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 運営委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 運営委員会の庶務は、働く女性の家において行う。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 27 日規則第 13 号）

この規則は、霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年霧島市条例第 19 号）の施行の日から施行する。